

# 東日本大震災対策特別委員会 調査報告書

～東日本大震災を踏まえた新しい  
東北地方・山形県のあり方について～

平成23年7月8日

山形県議会東日本大震災対策特別委員会



## 目 次

1	調査経過	1
2	主な審議の概要	
(1)	東日本大震災を教訓とした県土防災対策に関することについて	2
(2)	被災地復興支援に関することについて	2
(3)	東日本大震災により停滞する経済活動の正常化に向けた対策に関することについて	3
(4)	放射性物質の飛散による人体等への影響対策に関することについて	3
(5)	その他東日本大震災による被害及び影響への対策に関することについて	4
3	新しい東北地方・山形県のあり方についての提言	
(1)	基本的事項	5
(2)	東北地方全体を俯瞰した本県交通基盤の整備	6
(3)	県内産業・経済の正常化・活性化	8
(4)	震災を教訓とした県民の安全・安心の再構築	10
(5)	再生可能エネルギー日本一の山形県づくりの推進	12



## 1 調査経過

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震規模としては我が国の観測史上最大となり、北海道、東北、関東の各都道県においては津波等により多数の死者・行方不明者が出るなど、過去に類をみない甚大な被害をもたらした。さらには、福島第一原子力発電所における重大事故を誘発し、多くの国民の平穏な生活が阻害されたまま、いまだに収束に向けた道筋すら明らかにされていない。

このような状況を、我々県議会議員の多くも、幾度となく被災地に足を運び、その惨状を目の当たりにしてきたところである。

本県においても、震災直後からの停電、電話の通信規制、鉄道の運休や高速道路の通行止めなどに加え、食料品や石油燃料の欠乏により、県民生活や産業全体に重大な障害が生じたところである。

このような中、本委員会では、東日本大震災による未曾有の被害及びその副次的影響に対応するため、本県における県土防災及び県民生活の安定の確保並びに県内経済の正常化をはじめとする諸施策を推進し、併せて新しい東北地方・山形県のあり方を提言することを目的として、震災を教訓とした県土防災対策や被災地復興支援をはじめとした 5 つの項目について調査審議を行った。審議においては、各会派から活発な質疑・質問及び意見の開陳がなされ、その後において新たな試みとして委員間討議を行った。

また、本委員会における審議に先立ち、調査項目に関する詳細な調査及び提言内容に関する協議・調整を行うため、本委員会内に小委員会を設置し、震災の復興等に向けテーマ別に県当局より取組み状況を聴取して活発な討議を行ったほか、学識経験者や県内外の市町村長からの 4 回にわたる意見聴取や被災地の現地調査を実施するなど、様々な角度から精力的に調査審議を行った。

## 2 主な審議の概要

### (1) 東日本大震災を教訓とした県土防災対策に関することについて

「今後の防災を考えるうえでは、ハード中心の防災対策のみならず、災害時の被害を最小化する『減災』の視点をも取り入れるべきと考えるがどうか」「災害初期の情報伝達は、県民の安否に大きく影響することから、県民がきめ細かな情報を入手できるよう多様な経路を確保すべきではないか」「建築物の耐震化を進めるにあたっては、避難所に指定されている全ての建築物を優先して実施すべきではないか」「日本海側が太平洋側より津波の到達時間が早いことを念頭に、庄内沿岸部の住民の避難経路を早急に確保すべきではないか」「震災時における石油燃料の確保・供給体制を県独自に構築すべきと考えるがどうか」「広範囲にわたる災害に備え、他県および他縣市町村の防災計画に、本県を避難先として位置付けるよう働きかけてはどうか」「これまで想定していなかった県外からの避難者の受入れに関するガイドラインを早急に定めるべきではないか」などの質疑を通じ、震災を教訓とした県民の安全・安心の再構築の必要性が浮き彫りになった。

### (2) 被災地復興支援に関することについて

「県外からの自主避難者が急増していることを踏まえ、市町村や業界団体とも連携し、民間賃貸住宅の借り上げ制度をさらに充実すべきと考えるがどうか」「被災者支援にあたっては、支援を担当する職員が直接、現場に足を運び、積極的に被災者の要望や状況を把握することが重要ではないか」「他県からの避難者受入れについては、市町村と連携を図りながら、県が率先して迅速かつ積極的に対応すべきと考えるがどうか」「職員の派遣にあたっては、被災地のニーズの変化を踏まえ、的確に対応すべきと考えるがどうか」「塩害にあった地域の

農地の復旧にあたっては、本県が過去に土壌汚染を『客土方式』により克服した時のノウハウを提供してはどうか」「被災地と県内の中高生がスポーツ文化活動を通して交流する場を設けるなどして、被災者支援を積極的に進めていくべきではないか」「被災者の就労支援については、相談窓口の設置等にとどまらず、就労ニーズにより積極的かつきめ細やかに対応すべきではないか」「被災した企業に対し、県内の工業用地や空き工場を紹介するなどにより、積極的に企業誘致を図るべきではないか」などの質疑を通じ、被災地復興支援への迅速な対応を求めた。

### (3) 東日本大震災により停滞する経済活動の正常化に向けた対策に関することについて

「観光誘客については、首都圏からの誘客だけではなく、県内観光客の流動化を高めていくことが大切であり、これにふさわしい集客イベントに力を入れてはどうか」「県産農林水産物や加工品の輸出については、より強固な検査体制を整備し、製品が安全であることを強く訴えていく必要があると考えるがどうか」「農畜産物の流通や観光など分野別に安全であることをPRしてだけでなく、山形県全体として「安全宣言」を打ち出していくべきと考えるがどうか」などの質疑を通じ、風評被害対策への迅速な対応を求めた。

### (4) 放射性物質の飛散による人体等への影響対策に関することについて

「放射性物質が蓄積され高濃度となるホットスポットの考え方及びその対策について」「放射性物質に関する検査結果に基づき、県産農畜産物等が安全であることを早期に公表すべきと考えるがどうか」「プールの水質の検査など、とりわけ子どもの安全を守るための体制を早急に整えるべきではないか」などの質疑を通じ、放射性物

質の飛散による県民の不安の払拭への迅速な対応を求めた。

#### (5) その他東日本大震災による被害及び影響への対策に関すること について

「国に対する震災復興特区の提案にあたっては、産業集積、観光、教育などの分野を定めて具体的な内容を提案すべきと考えるがどうか」「県民の安全・安心を何よりも優先し、今後の電力供給は原子力発電中心から再生可能エネルギーの活用へと転換していくべきと考えるがどうか」「災害時の代替手段を確保するためにも、途切れ途切れになっている高速交通網の状況を一刻も早く解消すべきではないか」「今般の震災で明らかとなった東北地方の東西連携の重要性を踏まえ、「横軸」となる国道の改良や高規格化を早急に行うべきと考えるがどうか」「本県を横断する液化天然ガスのパイプラインの活用策を検討するなど、新エネルギー政策全体を見据えた取組みが必要と考えるがどうか」「物流ルート途絶により県民生活・企業活動の停滞を招くことのないよう、また、災害時のリスク分散の観点から、工場等を東北地方の各地に分散配置すべきではないか」「災害時に備え、公共交通網、とりわけバス輸送の改善に力を入れていくべきと考えるがどうか」「震災の復興に要する費用は、国において特別会計を設けるなどして、一般の予算とは区別するよう働きかけるべきではないか」などの質疑を通じ、東北地方全体を俯瞰した本県社会基盤整備のあり方や震災を契機とした新たなライフスタイルの普及・啓発についての提案がなされた。

### 3 新しい東北地方・山形県のあり方についての提言

以上の審議を踏まえ、本委員会は、震災後の新しい東北地方・山形県のあり方を見据えながら、県、国等において優先的に取り組む必要があると思われる項目について、以下のとおり提言するものである。

#### (1) 基本的事項

ア 国及び県は、国民、県民の生命や生活上の安全・安心の確保を最優先に、経済性・効率性のみにとらわれない災害に強い危機管理型の社会を形成・構築することを基本とすること。

また、県は、その実現のために市町村と十分に連携し、必要な施策を推進すること。特に、今後の地域防災計画の見直しにあたっては、市町村計画との整合を図りながら、対策に隙間が生じないように努めること。

イ このたびの被災地復興支援にあたり、県当局は災害発生当初から活動を開始したが、県民からは、県としての動きが見えにくい、県の対応にスピード感が欠けるとの声が聞かれた。

県は、このことを十分検証のうえ、今後は被災県の要請を待つ受身の姿勢を脱却し、むしろ被災県の要望・要求を先取りし、隣接県としての支援の役割を果たしていくこと。

ウ 国は、高速道路ネットワークが災害時に重要な役割を果たすことを踏まえ、県土を縦貫する高速道路網が途切れ途切れになっている状況を一刻も早く解消すること。

また、太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ「横軸道路」が災害時には「命の道」となったことを踏まえ、その維持、改良、高規格化を推進すること。

エ 国は、多様な可能性を有する東北地方の均衡ある発展及び太平洋側への一極集中のリスク分散を図る観点から、日本海側と太平洋側の相互補完関係を強化する産業の分散配置についての方針を

明確化すること。

また、県は、東北地方全体を俯瞰しつつ、本県の実情、社会の新たな要請等に見合う産業の配置について再検討し、その実現に向けて国への提案、事業の推進に積極的に取り組むこと。

オ 国は、災害リスク分散等の観点から、東北地方への首都機能の分散配置について本格的に検討を行うこと。

また、県は、比較的自然災害の少ない本県の地の利を活かし、首都機能の一翼を担う意思を明確にするるとともに、その具体化に向けて主体的に取り組むこと。

カ 国は、被災地の復興は東北地方全体で取り組むべき課題であることを認識し、検討されている復興特区については被災区域に限定するのではなく、東北地方全体が一体となって復興に向けた主体的な取組みを行えるよう制度設計を行うこと。

キ 震災復興財源として増税が検討されているが、被災地の復興を最優先とすることに伴って、復興対策以外に要する必要な予算が大幅に削減されるようなことはあってはならない。

そのため国は、震災復興財源についてはその用途を明確にし、国民に十分説明責任を果たしたうえで、予算編成を行うこと。

## (2) 東北地方全体を俯瞰した本県交通基盤の整備

### ①道路

ア 国は、日本海側を縦貫する「縦軸」となる日本海沿岸東北自動車道及び東北中央自動車道の、途切れ途切れになっている箇所、とりわけ県境部について、早急に整備に着手するとともに、現在着手中の区間の整備を加速し、高速道路ネットワークを早期に完成させること。

イ 国は、太平洋側と日本海側を横断的に結び「横軸」をなす地域高規格道路である新庄酒田道路、石巻新庄道路及び新潟山形南部連絡

道路の整備を早急に進めること。

ウ 国及び県は、国道47号、48号、113号などの「横軸」をなす主要な国道について、改良や高規格化を進めるとともに、災害によって寸断されることのないよう、道路の維持、補修について十分な予算措置を講じること。

エ 県は、国に対し、災害時には「命の道」となる「縦軸道路」、「横軸道路」の必要性を強く訴えるとともに、復興予算の捻出のために道路整備計画が遅滞することのないよう、強く要望していくこと。

## ②港湾

ア 国は、重要港湾である酒田港について、産業再配置後の東北日本海側の一大物流拠点として、また災害時における太平洋側の物流の代替機能を担う港湾として、重点的な機能強化を図ること。

イ 県は、酒田港の機能が十分に果たせるよう、貨物の受入態勢を整備するとともに、今後発展が見込まれる対岸諸国との物流拡大に向け、一層の対策を講じること。

## ③空港

ア 震災では、山形空港、庄内空港は仙台空港や東北・山形各新幹線に代わり、緊急輸送拠点としての機能を発揮した。

国は、災害時における地方空港の代替機能に着目し、採算性のみにとらわれず、今後とも地方空港機能の強化及び維持を図ること。

イ 県は、震災で明らかになった地方空港の必要性や新たな活用策について国に積極的に提案していくとともに、空港周辺市町等と一体となって、より効果的な利用拡大策を推進していくこと。

## ④鉄道

ア 震災では、鉄道の運休が長期に及ぶなど、鉄道施設の脆弱性が明らかになった。

鉄道事業者は、災害時にも運休や遅れが少なく、地域住民が通

勤・通学の足として安心して利用できるよう、鉄道施設の維持・補修について十分な予算を確保すること。

イ 県は、特に老朽化が著しい第三セクター鉄道の維持補修について、沿線自治体とともに重点的な財政支援を行うこと。

ウ 国は、国民の移動する権利を保障する観点から、鉄道施設をはじめとした各種公共交通の整備・維持のための十分な予算を確保すること。

#### ⑤バスなど地域公共交通

ア 震災では、バスが最も有効な公共的移動手段として活躍した。

県は、都市部及びその周辺における地域公共交通機関の一層の活用策について関係市町村とともに検討を行うとともに、公共交通への輸送手段の転換について、実証的な対策を講じること。

イ 国は、広範囲に集落が点在する東北地方における上記の取組みについて、重点的な支援を行うこと。

### (3) 県内産業・経済の正常化・活性化

#### ①リスク分散と地域の相互補完のための企業立地の推進

ア 国は、このたびの震災を契機として、日本海側と太平洋側とのバランスの取れた産業再配置を計画的に推進するための方針を提示すること。

またその際は、産業基盤が脆弱な日本海側への企業等の進出を誘導する強力な優遇措置を創設すること。

イ 県は、リサイクルポートを核とした酒田港周辺の産業基盤や、先端生命科学や有機エレクトロニクス分野等における優位性など地域に存する特性を十分に活用し、山形ならではの産業集積や新たな雇用の創出を一層推進すること。

ウ 震災では、太平洋側に集中していた産業施設が広範囲にわたって被災し、自動車産業をはじめとした各分野で供給の連鎖が寸断

され、産業活動が停滞した。

特に自動車産業においては、東北地域内でのバランスの取れた取引経路の確保や調達拡大の必要性が顕在化したことから、県は、自然災害が少ない地の利やものづくり技術の集積等を活かし、自動車関連産業の集積を一層推進すること。

エ 県は、被災企業の営業再開を支援するため、被災企業のニーズを踏まえ、工業団地の遊休地の無償提供、空き工場の斡旋、税制上の優遇など、市町村と協力して大胆な支援措置を講じること。

## ②被災県農林漁業者の活動再開に対する支援

ア 県は、被災県の農林漁業者の活動再開のため、被災農林漁業者の希望等を十分に踏まえ、総合的な支援策を講じること。

なお、被災農林漁業者が本県で活動することを希望する場合には、U J I ターン対策のノウハウの活用などにより、本県への定着を支援すること。

また、国は、上記の取組みに対し、十分な支援措置を講じること。

## ③県外からの避難者に対する支援

ア 県は、県外から本県への避難者が急増していることを受け、避難者に対する民間賃貸住宅への入居支援を拡充すること。

イ 県は、避難者の就労について、ハローワークなどと連携し、避難者の意向等を十分に踏まえたきめの細かい雇用支援を行うこと。

## ④風評被害対策の推進

ア 放射性物質の飛散により発生している東北各県における風評被害を克服するためには、東北地方全体でその負のイメージを払拭することが必要である。

被害が少なかった本県は、東北各県が個別に行っている観光PRイベントを東北一体のものとして主導的に開催するなど、各県の先頭に立って風評被害の払拭に努めること。

イ 県は、県外からの観光入込客の減少の影響を緩和するため、県外からの誘客のみならず、県民や東北地域の人々に向けた域内観光需要の創造、拡大に努めること。

ウ 県は、放射性物質に関する検査を十分に行うことにより、放射能の影響がないことを客観的に示すとともに、できるだけ早い段階で「安全宣言」を行うこと。

#### (4) 震災を教訓とした県民の安全・安心の再構築

##### ①危機管理体制や防災対策の抜本的な見直し

ア このたびの災害は、地震、津波、原発事故の広域複合災害であった。

国は、これをあらゆる角度から検証し、今後は「想定外」の災害に見舞われることのないよう、徹底した防災対策を講じること。また、地域防災計画の前提条件となる想定震度や規模の見直しなどを早急に実施すること。

イ 県は、従来の危機管理体制や防災対策について、災害時の被災を最小化する「減災」の視点も取り入れて、ソフト、ハード両面から総点検すること。

また、地域防災計画の見直しにあたっては、国の防災基本計画の見直しを待つことなく、工程表を明示しながら、できるものから見直しを行うとともに、見直し後の計画については、県民にわかりやすい形で周知すること。

ウ 県は、今後発生する災害に備え、他都道府県との自治体間連携を地域防災計画に位置づけるとともに、市町村においても同様の仕組みを計画に位置づけるよう提案していくこと。

エ 県は、到達時間が早いなどの特性を持つ日本海側の津波時に対処するため、ハザードマップの作成や避難体制の見直し、地震観測体制の強化のための機器等の整備などの具体的な措置を市町村

とともに早急に講じること。

オ 震災では、停電や電話の通信規制等により、県民が各種情報を入手することが困難な状況に陥った。

県は、災害の発生直後及びその後の避難所間の情報伝達手法や、地域の絆が弱いとされる都市部における情報提供のあり方等について、市町村と連携しながら一層の充実を図ること。

カ 県は、自主防災組織の組織率を高めるとともに、自主防災組織及び災害時要援護者避難支援プランが実効性のあるものとなるよう市町村を支援すること。

また、高齢者や子どもなどの災害弱者の被災を最小限にとどめるため、避難訓練や防災教育などのさらなる充実について、市町村と連携しながら効果的な対策を講じること。

キ 国は、自治体が行う相互支援協定の締結や、被災自治体への支援など自治体間の「横の連携」に対する財政措置を講じること。

## ②災害予防対策の推進

ア 県は、施設の耐震化を進めるにあたっては、災害時に住民等が集まる避難所の全施設耐震化を最優先とし、市町村とともに早急に進めること。

イ 県は、医療機関や県の主要施設、信号機などに係る非常用電源装置について、緊急時においても確実に稼働できるよう、設備の新設や更新などに十分な予算措置を講じること。

ウ 国は、石油燃料の備蓄に責任を持つとともに、災害等非常時にも円滑に石油燃料が供給できる体制を整備すること。

また、県は、非常時の石油燃料の確保のため、ガソリンスタンドとの協定による石油燃料の流通備蓄の実効性を高めるなどの対策を講じること。

## ③放射性物質の飛散による県民の不安の払拭

ア 国は、国策として原子力政策を進めてきた責任において、福島

第一原子力発電所事故の早期収束を図ること。

イ 県は、県民の不安を払拭するため、測定箇所を増設などにより放射線測定体制を強化するとともに、飛散状況などの適時適切な情報発信を行うこと。

ウ 県は、原発事故が悪化する万一の場合をも想定し、放射能事故対応のための対策を早急に講じること。

エ 県は、特に子どもたちが使用する施設等を中心に、放射性物質が蓄積され高濃度となるホットスポットの有無を調査するとともに、放射性物質の正しい知識の普及・啓発を行うこと。

#### ④NPO、ボランティアとの協働の促進

ア 震災では、NPOやボランティアが被災地支援に重要な役割を担った。

県は、市町村及びNPO等との情報の共有化を図り、NPOやボランティアがより活動しやすく、行政との一層の協働を促進するよう県の体制を強化すること。

イ 県は、大規模災害を想定し、災害時にリーダーとなるボランティアコーディネーターの育成・養成をさらに強化すること。

#### (5) 再生可能エネルギー日本一の山形県づくりの推進

震災を契機に原子力発電への否定的な反応が広がり、発電を休止または再開を延期する原発施設が相次ぐ中、国民が必要とする総電力量の確保は重大な課題となっている。

このようなことを背景として、人体を蝕まず、地球環境に影響を及ぼさない再生可能エネルギーによって震災後の電力不足を補うことが時代の要請となっている。

本県には、豊かな自然や蓄積されてきた製造技術などによって得られる多様な再生可能エネルギーの芽が随所に眠っている。今こそ山形県から、原発の休止等により失われる電力は新しいエネルギーで補っ

ていこうというメッセージを発信し、再生可能エネルギー日本一の山形県をつくっていくことを提案する。

ア 県は、水力、風力、太陽光、バイオマス、地熱などの再生可能なエネルギーの活用に主体性を持って取り組むとともに、県内市町村をリードし、他県に先駆けて、再生可能エネルギーへの転換・活用を進めること。

イ 県は、産業界と調整を図りつつ、産業構造や生活スタイルなどの総合的な見直しを行い、具体的な道筋を明らかにしながらその定着に向けて先頭に立って取り組むこと。

ウ 県は、環境関連企業の誘致や技術開発を促進するとともに、再生可能エネルギー関連施設等の観光や景観への活用、電気自動車の急速充電インフラの整備などにより、まちづくりや交通政策などと一体となった省電力・クリーンエネルギーの社会システムづくりを加速すること。

エ 県は、県土を横断する液化天然ガスのパイプラインの活用についての検討を進めること。

オ 国は、東北地域全体のエネルギーの需給・自立体制を構築するため、再生可能エネルギーの導入を柱とした地域主導型のエネルギー政策を強力的に推進すること。



東日本大震災対策特別委員会開催経過

年月日	委員会等	協議事項等
平成 23 年 5 月 24 日	第 1 回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本委員会正副委員長互選</li> <li>・小委員会設置</li> <li>・小委員会委員及び正副委員長選任</li> <li>・委員会運営の協議</li> </ul>
平成 23 年 5 月 30 日	第 1 回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会の審査日程</li> <li>・各常任委員長報告</li> <li>・質疑テーマ及び質疑日程</li> <li>・外部からの意見聴取</li> <li>・現地調査</li> </ul>
	放射性物質の飛散による影響等に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形大学理学部物理学科 教授 岩田 高広 氏</li> <li>「放射性物質の飛散による影響等について」</li> </ul>
平成 23 年 6 月 13 ～14 日	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県気仙沼市内</li> <li>・関東自動車工業(株)岩手工場</li> <li>・宮城県仙台土木事務所</li> <li>・宮城県名取市内</li> </ul>
平成 23 年 6 月 14 日	南相馬市長と小委員会委員との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜井勝延 南相馬市長</li> </ul>
平成 23 年 6 月 15 日	県内市町村長と小委員会委員との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川昭男 山形市長</li> <li>・榎本政規 鶴岡市長</li> <li>・遠藤直幸 山辺町長</li> <li>・原田俊二 川西町長</li> </ul>
	第 2 回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
平成 23 年 6 月 16 日	第 3 回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
平成 23 年 6 月 24 日	本県で想定される大規模地震に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形大学理学部地球環境学科 教授 長谷見 晶子 氏</li> <li>「本県で想定される大規模地震について」</li> </ul>
	第 4 回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言内容協議</li> </ul>
平成 23 年 7 月 4 日	第 2 回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員長報告</li> <li>・質疑</li> </ul>
平成 23 年 7 月 5 日	第 3 回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言内容に関する委員間の討議等</li> <li>・提言内容決定</li> </ul>